

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年1月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(共用装置) 第1条 京都市水道事業条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する管理者の定める基準は、次の各号のとおりとする。 (1) その給水装置の <u>給水せん</u> は、 <u>鍵付横水せん</u> であって、かつ、その数は1個であること (2) その給水装置の <u>給水せん</u> の設置場所は、これを共用する各使用者が自由に使用することができると認められる場所であること (3) (略) (軽易な修繕工事) 第5条 (略) (1) (略) (2) <u>給水せん</u> 又は <u>給水せん</u> の部分品の取替え (3) <u>止水せん</u> 、弁類、継手類又はパッキンの取替え (4) (略)	(共用装置) 第1条 京都市水道事業条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）の定める基準は、次の各号のとおりとする。 (1) その給水装置の <u>給水栓</u> は、 <u>鍵付横水栓</u> であって、かつ、その数は1個であること (2) その給水装置の <u>給水栓</u> の設置場所は、これを共用する各使用者が自由に使用することができると認められる場所であること (3) (略) (軽易な修繕工事) 第5条 (略) (1) (略) (2) <u>給水栓</u> 又は <u>給水栓</u> の部分品の取替え (3) <u>止水栓</u> 、弁類、継手類又はパッキンの取替え (4) (略)

(5) 止水せんボックスその他のきよう類の取替え

(5) 止水栓ボックスその他のきよう類の取替え

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局水道部水道管路課)